

◎佐賀県条例第31号

佐賀県警察官支給品及び貸与品に関する条例及び佐賀県交通巡視員支給品及び貸与品に関する条例の一部を改正する条例
(佐賀県警察官支給品及び貸与品に関する条例の一部改正)

第1条 佐賀県警察官支給品及び貸与品に関する条例（昭和29年佐賀県条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前

(被服の支給等)

第2条 略

2 略

3 警察官に任命後初めて支給品を支給する場合には、冬服、合服、夏服上衣、夏服ズボン、夏服スカート、冬ワイシャツ、合ワイシャツ、冬ベスト、合ベスト、夏ベスト、冬ネクタイ及び合ネクタイに限り、その員数及び使用期間は、第1項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

品目	員数	使用期間	備考
略			
夏服ズボン	略		
<u>夏服スカート</u>	<u>2 着</u>	<u>4 月</u>	<u>女性警察官に限る。</u>
冬ワイシャツ	略		
略			

4 略

改正後

(被服の支給等)

第2条 略

2 略

3 警察官に任命後初めて支給品を支給する場合には、冬服、合服、夏服上衣、夏服ズボン、冬ワイシャツ、合ワイシャツ、冬ベスト、合ベスト、夏ベスト、冬ネクタイ及び合ネクタイに限り、その員数及び使用期間は、第1項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

品目	員数	使用期間	備考
略			
夏服ズボン	略		
冬ワイシャツ	略		
略			

4 略

(佐賀県交通巡視員支給品及び貸与品に関する条例の一部改正)

第2条 佐賀県交通巡視員支給品及び貸与品に関する条例（昭和45年佐賀県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前

(支給品の品目等)

第2条 略

2 交通巡視員に任命後初めて支給品を支給する場合には、冬服、合服、夏服上衣、夏服ズボン、夏服スカート、冬ワイシャツ、合ワイシャツ、冬ベスト、合ベスト、夏ベスト、冬ネクタイ及び合ネクタイに限り、その員数及び使用期間は、前項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

品目	員数	使用期間
略		
夏服ズボン	略	
<u>夏服スカート</u>	<u>2 着</u>	<u>4 月</u>
冬ワイシャツ	略	
略		

3・4 略

改正後

(支給品の品目等)

第2条 略

2 交通巡視員に任命後初めて支給品を支給する場合には、冬服、合服、夏服上衣、夏服ズボン、冬ワイシャツ、合ワイシャツ、冬ベスト、合ベスト、夏ベスト、冬ネクタイ及び合ネクタイに限り、その員数及び使用期間は、前項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

品目	員数	使用期間
略		
夏服ズボン	略	
冬ワイシャツ	略	
略		

3・4 略

附 則
この条例は、公布の日から施行する。